

【新型コロナ5類移行後（令和5年5月8日以降）実施分】

障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業 概要

新型コロナウイルス感染症に対応した事業所又は感染対応した事業所等に協力する事業所に対して、以下（１）又は（２）のかかり増し経費を助成する。

（１）感染対応した事業所のサービス継続支援に必要な経費

A 以下の①、②に該当する事業所

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した事業所（全サービス）
- ② 感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した事業所（短期入所、入所・居住系、訪問系）

サービス継続に必要な費用

- 人員確保のための諸費用（割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険加入費用、帰宅困難職員の宿泊費等）
- 消毒・清掃費用
- 感染症廃棄物の処理費用
- 在庫不足が見込まれる衛生用品購入費用

代替場所でのサービス実施費用

- 代替サービス提供に伴う人員確保のための諸費用（割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険加入費用）
- 代替場所の確保費用（使用料）
- 居宅介護職員同行指導の謝金
- 旅費
- 居宅訪問のための緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 安否確認等のタブレットのリース費用

B ③感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した事業所（入所施設又は共同生活援助事業所）

自費検査費用（一定の要件に該当する場合に限る）

【対象者及び要件】

- 感染が疑われる理由がある者で、①、②に該当すること
- ①近隣で感染者が発生、又は感染拡大地域に所在する施設等
 - ②保健所や医療機関等が行政検査の対象とならないと判断している場合に、施設等の判断で実施した検査

C ④「居宅で生活している利用者に対してできる限りのサービスを提供」した事業所（通所系※）

※A①以外の事業所が、通常形態のサービス提供が困難で、感染を未然に防ぐために代替措置を取った場合に限る。

訪問サービスの提供に係る費用

- 代替サービス提供に伴う人員確保のための諸費用（割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険加入費用）
- 代替場所の確保費用（使用料）
- 居宅介護職員同行指導の謝金
- 旅費
- 居宅訪問のための緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用
- 安否確認等のタブレットのリース費用

（２）他の障害福祉サービス等事業所との協力支援に必要な経費

以下の①又は②に該当する事業所に協力する事業所（全サービス）

- ① 上記（１）のA①の事業所
- ② 感染拡大防止に必要なため、自主的に休業した事業所（連続3日以上サービス提供しない）

利用者受入や職員の応援派遣に係る費用

- 追加で必要な人員確保のための諸費用（割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険加入費用）

（助成額の算定）

➢事業所ごとに、各サービス種別の基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない額を助成額とする。（千円未満切捨）

➢事業所ごとに、上記（１）と（２）についてそれぞれ基準単価まで助成可能。（基準単価詳細：実施要綱 別添 1）
なお、クラスター発生など特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、国と個別協議を実施。

（留意点）

➢多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成可能。

➢補助対象経費は、支払実績が証明できるものに限る。

➢かかり増し経費に対する助成であり、障害福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは対象外。